

玩具用煙火（花火）の販売について

玩具用煙火（以下「花火」という。）を保管する場合や、売場に陳列して販売する場合など、川口市火災予防条例による規制がかかります。

- 1 花火は、炎、火花又は高温体との接近を避けてください。
- 2 総火薬量が5kg以上25kg以下の花火（クラッカーボールは、1kg以上5kg以下）を保管する場合、花火は蓋のある不燃性の容器に入れるか、又は防炎処理を施した覆いをしてください。
総火薬量が25kgを超える花火（5kgを超えるクラッカーボール）を保管する場合、火薬類取締法に基づく規制がかかります。
- 3 スーパーやドラッグストアなどの物品販売店舗（床面積の合計が1000㎡以上のもの）で花火を販売する場合、上記1、2に加え、以下の規制がかかります。

総火薬量5kg以上の花火を売場に陳列、保管することはできません。

総火薬量5kg未満の花火（SFマークの付されているものに限る。）であれば、売場に陳列、保管することができます。消防への申請は不要です。

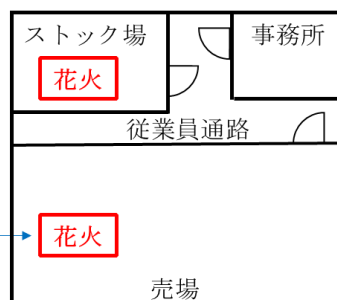


（公社）日本煙火協会が行う検査に合格した国内を流通する国産・輸入品のおもちゃ花火に付けるマーク

「売場に含まれるストック場（※）」がある場合は、売場と「売場に含まれるストック場」の総火薬量は合算となります。売場と「売場に含まれるストック場」の花火の総火薬量を合算して5kg以上とすることはできません。

※「売場に含まれるストック場」とは、売場とストック場が隣接しており不燃区画されていないもの（例3）及び 売場とストック場が隣接しており不燃区画されているが、売場とストック場との間に開口部があるもの（例4）をいいます。

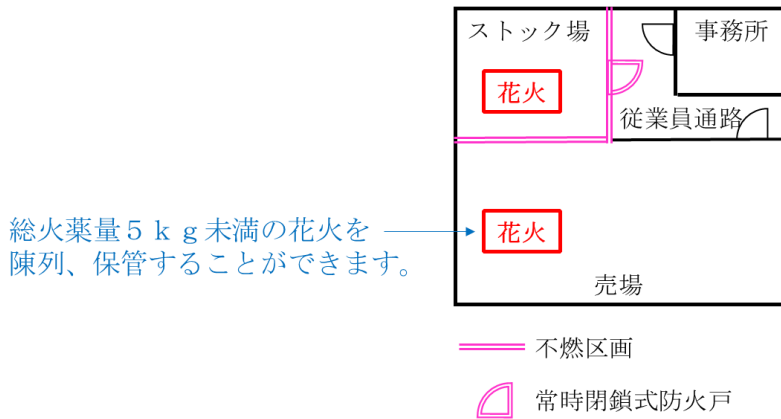
例1
売場とストック場が隣接していない場合



総火薬量5kg未満の花火を陳列、保管することができます。

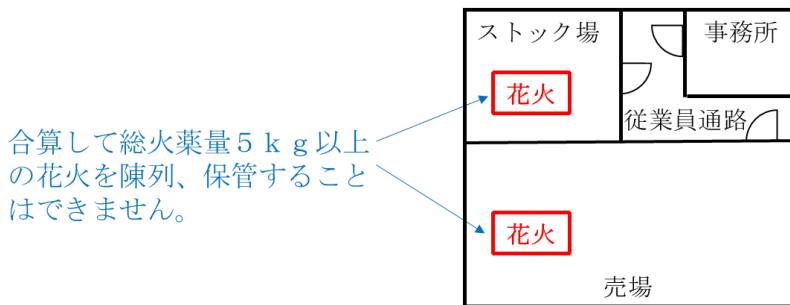
例 2

売場とストック場が隣接しており不燃区画され、売場とストック場との間に開口部がない場合



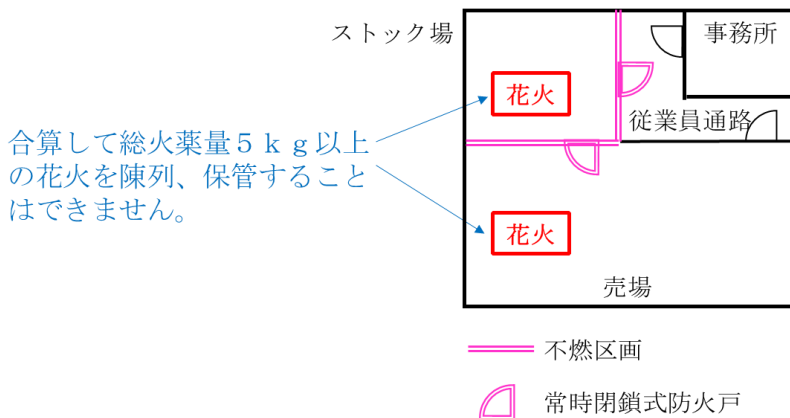
例 3

売場とストック場が隣接しており、不燃区画されていない場合



例 4

売場とストック場が隣接しており不燃区画されているが、売場とストック場との間に開口部がある場合



お問い合わせ先

- 川口市南消防署 管理課 査察指導係 TEL 048-287-3045
- 川口市北消防署 管理課 査察指導係 TEL 048-261-3182
- 川口市東消防署 管理課 査察指導係 TEL 048-287-3574